

利用配分計画各筆明細

整理 番号	権利の設定を受ける者 (添付書類の省略条件)	権利を設定する農用地		設定する権利				現に機構より権利の設定を受けている者
		土地の所在地	現況地目	権利の種類 利用目的	契約期間 開始年月日 終了年月日	賃借料 円/107ール・年	支払方法	
			登記簿面積 m ²					
1	農事組合法人 八頭船岡農場 (B、C)	八頭町見槻字酒谷 1015	田	1,131.00	賃借権 水田	2年 7か月 令和04年06月01日 令和06年12月31日	5,000	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む
		八頭町坂田字向田下分 866	田	1,500.00	賃借権 水田			
		八頭町坂田字向田下分 868	田	915.00	賃借権 水田			
		八頭町坂田字向田下分 869	田	267.00	賃借権 水田			
		八頭町坂田字向田下分 872	田	1,680.00	賃借権 水田			
		5 件 計 5,493.00						
2	農事組合法人 八頭船岡農場 (B、C)	八頭町西御門字三反田 1013	田	1,165.00	賃借権 水田	2年 11か月 令和04年06月01日 令和07年04月30日	5,000	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む
		八頭町石田百井字柳ヶ坪 655-1	田	1,179.00	賃借権 水田			
		2 件 計 2,344.00						
3	石破 光春 (A)	八頭町郡家殿字隈之内 573	田	3,045.00 (内 2,840.00)	賃借権 水田	4年 11か月 令和04年06月01日 令和09年04月30日	5,000	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む
		1 件 計 3,045.00 (内 2,840.00)						
4	有限会社 田中農場 (A、B、C)	八頭町井古字井古ノ上 137	田	2,942.00	賃借権 水田	2年 10か月 令和04年06月01日 令和07年03月31日	4,826	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む
		八頭町井古字井古ノ上 138	田	2,963.00	賃借権 水田			
		八頭町下坂字ヲコ作り 16	田	2,634.00 (内 2,534.00)	賃借権 水田			
		八頭町下坂字ヲコ作り 17	田	400.00	賃借権 水田			

八頭町下坂字ヲコ作り 32-1	田	580.00	賃借権 水田	7,000
八頭町下坂字ヲコ作り 33-1	田	1,719.00	賃借権 水田	6,963
八頭町下坂字岸ノ上 125-1	田	2,160.00	賃借権 水田	6,773
八頭町下坂字岸ノ上 127-1	田	1,748.00	賃借権 水田	5,835
八頭町下坂字五反田 466-3	田	400.00	賃借権 水田	7,000
八頭町下坂字五反田 466-4	田	80.00	賃借権 水田	7,000
八頭町下坂字五反田 466-5	田	20.00	賃借権 水田	7,000
八頭町下坂字五反田 466-6	田	1,600.00	賃借権 水田	6,781
八頭町下坂字五反田 466-7	田	2,240.00	賃借権 水田	6,687
八頭町下坂字四反田 136-1	田	1,539.00	賃借権 水田	6,959
八頭町下坂字四反田 136-2	田	1,448.00	賃借権 水田	6,526
八頭町下坂字四反田 137	田	3,006.00	賃借権 水田	6,776
八頭町下坂字四反田 138	田	3,000.00	賃借権 水田	6,766
八頭町下坂字四反田 139	田	2,989.00	賃借権 水田	6,768
八頭町下坂字松本 163-1	田	62.00	賃借権 水田	4,838
八頭町下坂字上大平 101	田	2,352.00	賃借権 水田	6,994
八頭町下坂字上大平 99	田	369.00	賃借権 水田	6,829
八頭町久能寺字名本 1235	田	1,933.00	賃借権 水田	2,840
八頭町久能寺字國志 1212-1	田	892.00	賃借権 水田	1,995
八頭町宮谷字下福井 93-1	田	835.00	賃借権 水田	2,982
八頭町宮谷字脊戸田 28-1	田	724.00	賃借権 水田	994
八頭町宮谷字竹股 151	田	1,900.00	賃借権 水田	2,889
八頭町宮谷字竹股 152	田	159.00	賃借権 水田	2,830
八頭町大坪字今宮 163	田	1,245.00	賃借権 水田	2,988

八頭町下坂字上イロメン 485-1	田	1,532.00	賃借権 水田	4,732
八頭町下坂字繩手 490-2	田	433.00	賃借権 水田	2,771
八頭町下坂字繩手 490-3	田	59.00	賃借権 水田	3,050
八頭町花原字橋詰 294-2-B	田	2,189.00 (内 889.00)	賃借権 水田	1,575
八頭町花原字三反田 215-1(A)	田	2,965.00 (内 970.00)	賃借権 水田	1,835
八頭町花原字三反田 215-1(B)	田	2,965.00 (内 969.00)	賃借権 水田	1,837
八頭町久能寺字大畑ケ 1190-1	田	1,062.00	賃借権 水田	2,966
八頭町久能寺字大畑ケ 1191-1	田	541.00	賃借権 水田	2,772
八頭町久能寺字中野 1074	田	875.00	賃借権 水田	1,988
八頭町久能寺字南野 1030	田	1,596.00	賃借権 水田	2,989
八頭町久能寺字風呂屋 1099	田	2,083.00	賃借権 水田	2,995
八頭町宮谷字下福井 91	田	570.00	賃借権 水田	3,000
八頭町宮谷字脊戸田 25-2	田	1,648.00	賃借権 水田	2,839
八頭町宮谷字竹股 147	田	2,695.00	賃借権 水田	2,927
八頭町宮谷字竹股 153	田	3,207.00	賃借権 水田	2,928
八頭町山田字岡ノ前 82	田	1,347.00	賃借権 水田	4,974
八頭町山田字岡ノ前 83-1	田	1,558.00	賃借権 水田	4,685
八頭町山田字岡ノ前 83-2	田	42.00	賃借権 水田	4,761
八頭町山田字今宮 54	田	2,373.00	賃借権 水田	4,846
八頭町山田字今宮 55	田	2,353.00	賃借権 水田	4,844
八頭町山路字岡田 41-1	田	1,327.00	賃借権 水田	2,962
八頭町山路字岡田 42	田	1,480.00	賃借権 水田	3,000

		八頭町山路字小畑 6-5(A)	田	2,887.00 (内 1,040.00)	賃借権 水田	1,000		
		八頭町山路字小畑 6-5(B)	畑	2,887.00 (内 850.00)	賃借権 普通畑	1,000		
		八頭町山路字小畑 6-5(C)	畑	2,887.00 (内 700.00)	賃借権 普通畑	943		
		八頭町山路字小畑 6-5(D)	田	2,887.00 (内 297.00)	賃借権 水田	942		
		八頭町山路字中嶋 22-1	田	3,250.00	賃借権 水田	4,877		
		八頭町山路字中嶋 32	田	1,779.00	賃借権 水田	3,912		
		八頭町山路字堂ノ前 12-1	田	639.00	賃借権 水田	986		
		八頭町山路字櫻ヶ坪 54-1	田	967.00	賃借権 水田	2,978		
		八頭町山路字櫻ヶ坪 55-1	田	1,049.00	賃借権 水田	3,965		
		八頭町山路字櫻ヶ坪 55-2	田	1,014.00	賃借権 水田	3,708		
		八頭町石田百井字岡見前下分 984	田	2,208.00	賃借権 水田	2,989		
		八頭町石田百井字岡見前下分 985	田	2,455.00	賃借権 水田	2,896		
		八頭町石田百井字岡見前下分 988	田	2,584.00	賃借権 水田	2,891		
		八頭町石田百井字下道正田 878	田	2,311.00	賃借権 水田	4,868		
		八頭町石田百井字中道 951	田	1,555.00	賃借権 水田	3,807		
		八頭町石田百井字嶋崎 868	田	3,050.00	賃借権 水田	4,934		
		八頭町大坪字今宮 165	田	782.00	賃借権 水田	1,995		
				54 件 計 92,737.00 (内 77,850.00)				
7	山根 朋和	八頭町万代寺字樋ノ外 447	田	3,647.00	賃借権 水田	4,894	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—
				1 件 計 3,647.00				

8	山根 朋和	八頭町船岡字嶋上分 1336-1	田 1,591.00 1 件 計 1,591.00	賃借権 水田	4年 7か月 令和04年06月01日 令和08年12月31日	5,000	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—
9	中本 裕昭	八頭町大坪字福市 266-1	田 2,442.00 1 件 計 2,442.00	賃借権 水田	2年 11か月 令和04年06月01日 令和07年04月30日	5,000	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—
10	川瀬 嘉寛	八頭町下峰寺字深田 57-1 八頭町山田字沖代 101-2 八頭町山田字沖代 102-1	田 1,421.00 田 1,376.00 田 3,044.00 3 件 計 5,841.00	賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田	9年 11か月 令和04年06月01日 令和14年04月30日	4,644 5,000 5,000	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—
11	安部 裕史 (A)	八頭町下津黒字川戸 53	田 436.00 1 件 計 436.00	賃借権 水田	4年 2か月 令和04年06月01日 令和08年07月31日	1,834	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—
12	三木 昭範 (A)	八頭町石田百井字井古田 972 八頭町石田百井字井古田 973 八頭町土師百井字古井津 482-2	田 330.00 田 1,160.00 田 1,345.00 3 件 計 2,835.00	賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田	4年 11か月 令和04年06月01日 令和09年04月30日	5,000 4,741 4,721	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—
13	三木 昭範 (A)	八頭町米岡字上ノ田 1005	田 915.00 1 件 計 915.00	賃借権 水田	2年 11か月 令和04年06月01日 令和07年04月30日	4,480	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—

14	三木 昭範 (A)	八頭町土師百井字河原田 533	田 2,465.00	賃借権 水田	3年 11か月 令和04年06月01日 令和08年04月30日	4,989	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—
			1 件 計 2,465.00					
15	有限会社 こおげ農業開発センター (A, B, C)	八頭町別府字外縄手 194 八頭町別府字外縄手 198	田 2,800.00 田 2,553.00	賃借権 水田 賃借権 水田	1年 10か月 令和04年06月01日 令和06年03月31日	5,000 4,896	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—
			2 件 計 5,353.00					
16	有限会社 こおげ農業開発センター (A, B, C)	八頭町下峰寺字津具田 12 八頭町下峰寺字津具田 19 八頭町下峰寺字津具田 20 八頭町西御門字宮ノ前 319-1 八頭町西御門字西 234-1 八頭町池田字天寺南分 664 八頭町池田字天寺北分 652	田 2,244.00 田 2,983.00 田 3,094.00 田 709.00 田 2,246.00 田 1,428.00 田 1,715.00	賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田	2年 10か月 令和04年06月01日 令和07年03月31日	4,879 4,827 4,831 767 4,986 2,878 3,825	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—
			7 件 計 14,419.00					
17	有限会社 こおげ農業開発センター (A, B, C)	八頭町池田字畑ヶ田西分 694	田 2,168.00	賃借権 水田	2年 8か月 令和04年06月01日 令和07年01月31日	4,866	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—
			1 件 計 2,168.00					
18	有限会社 こおげ農業開発センター (A, B, C)	八頭町延命寺字寺ノ下 239-1 八頭町延命寺字小泓 216-2 八頭町延命寺字大ヒヤリ 202-1 八頭町延命寺字大橋 169-1 八頭町郡家殿字手前中嶋 582	田 1,557.00 田 943.00 田 2,830.00 田 1,719.00 田 1,765.00	賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田	2年 11か月 令和04年06月01日 令和07年04月30日	4,977 890 4,823 4,857 4,787	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—

24	岡崎 昭都 (A)	八頭町市谷字地藏前 139-3	田 1,299.00 1 件 計 1,299.00	賃借権 水田	2年 11か月 令和04年06月01日 令和07年04月30日	1,986	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—
25	亀山 正明	八頭町花原字橋詰 294-2-A	田 2,189.00 (内 900.00) 1 件 計 2,189.00 (内 900.00)	賃借権 水田	0年 11か月 令和04年06月01日 令和05年04月30日	2,333	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—
26	柳原 博明	八頭町花原字橋詰 294-2-C	畑 2,189.00 (内 400.00) 1 件 計 2,189.00 (内 400.00)	賃借権 普通畑	0年 11か月 令和04年06月01日 令和05年04月30日	2,625	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—
27	山崎 儀章 (A)	八頭町市場字杉縄手 542-4	田 779.00 1 件 計 779.00	賃借権 水田	4年 11か月 令和04年06月01日 令和09年04月30日	898	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—
28	松本 晴二	八頭町船岡字馬場崎三番 2060 八頭町船岡字馬場崎三番 2061 八頭町隼郡家字堀ノ山 589	田 100.00 田 1,256.00 田 2,993.00 3 件 計 4,349.00	賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田	2年 7か月 令和04年06月01日 令和06年12月31日	5,000 5,000 5,000	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—
29	大村 祥一朗	八頭町中字三所場 882. 八頭町中字石橋元 900	田 986.00 田 826.00 2 件 計 1,812.00	賃借権 水田 賃借権 水田	9年 11か月 令和04年06月01日 令和14年04月30日	4,000 4,000	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—

30	柳原 賢	八頭町山田字沖代 94 八頭町山田字沖代 95 八頭町山田字沖代 96	田 1,111.00 田 1,929.00 田 1,817.00 3 件 計 4,857.00	賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田	2年 11か月 令和04年06月01日 令和07年04月30日	6,363 6,967 6,626	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—
31	平木 博美	八頭町大門字井古田 464-1	田 3,063.00 1 件 計 3,063.00	賃借権 水田	2年 11か月 令和04年06月01日 令和07年04月30日	6,787	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—
32	藪田 久雄	八頭町富枝字東田 503	田 2,627.00 1 件 計 2,627.00	賃借権 水田	0年 10か月 令和04年06月01日 令和05年03月31日	4,000	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—
33	藪田 久雄	八頭町富枝字東田 501 八頭町富枝字東田 502-1	田 2,166.00 田 2,471.00 2 件 計 4,637.00	賃借権 水田 賃借権 水田	5年 0か月 令和04年06月01日 令和09年05月31日	4,000 4,000	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—
34	農事組合法人 東ライスセンター (B、C)	八頭町東字下金崎 21 八頭町東字下金崎 22-1 八頭町東字隈田 650	田 1,701.00 田 1,039.00 田 698.00 3 件 計 3,438.00	賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田	10年 0か月 令和04年06月01日 令和14年05月31日	5,000 5,000 5,000	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—
35	農事組合法人 東ライスセンター (B、C)	八頭町東字上ウワ代 747	田 1,178.00 1 件 計 1,178.00	賃借権 水田	3年 0か月 令和04年06月01日 令和07年05月31日	5,000	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—

36	有限会社 田中農場 (A, B, C)	八頭町花原字三反田 215-1(C)	畑 2,965.00 (内 1,026.00) 1 件 計 2,965.00 (内 1,026.00)	使用貸借 普通畑	2年 11か月 令和04年06月01日 令和07年04月30日	0	-
----	------------------------	-----------------------	--	-------------	---------------------------------------	---	---

1. 添付書類等の省略について、該当する場合は以下の区分を記載。

- A 現に機構から配分を受けている農地をふたたび同じ経営体に配分する場合。(配分の更新)
- B 既に機構から配分を受けている法人経営体でその経営体制に変更がない場合。
- C 農業委員会が認める農地所有適格法人の場合。

2. 添付書類の「農用地利用配分計画により賃借権等を受ける者の農業経営の状況等」で省略に該当する項目には斜線を引く。

共通事項は別紙のとおり

2 共通事項

この農用地利用配分計画の定めるところにより設定又は移転を受ける権利は、各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 賃借権の設定等の条件

各筆明細に定める公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構（以下「甲」という。）による賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転（以下「賃借権の設定等」という。）は、賃借権の設定等を受ける者（以下「乙」という。）が当該賃借権の設定等を受けた土地について次のいずれかに該当するときは解除をすることを条件とする。

ア 当該農用地等を適正に利用していないと認められるとき。

イ 正当な理由がなくて農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）（以下「法」という。）第21条第1項の規定による報告をしないとき。

(2) 借賃の支払猶予

甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。

(3) 借賃の改訂

この農用地利用配分計画を定めた後、借賃の改訂に当たっては、農地法第52条の農業委員会が提供する借賃の動向を勘案して、甲、乙が協議して定める額に改訂する。

(4) 転貸又は譲渡

乙は、本計画により権利の設定もしくは移転を受けた土地について転貸し、又は設定若しくは移転を受けた権利を譲渡してはならない。

(5) 遅延損害金

ア 乙は、各筆明細に定める期日までに借賃を支払わない場合は、甲に対し、支払期日の翌日から支払日までの間を計算期間とする遅延損害金を支払わなければならない。

イ 遅延損害金は、鳥取県延滞金徴収条例（昭和27年鳥取県条例第45号）第3条の規定に準じて計算して得た額とする。

(6) 修繕及び改良

ア 乙の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において土地所有者が当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するときその他土地所有者において修繕することができない場合で甲及び土地所有者の同意を得たときは、乙が修繕することができる。この場合において、乙が修繕の費用を支出したときは、甲と協議のうえ土地所有者に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 乙は、甲及び土地所有者の同意を得て当該土地の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、甲、乙が別途定めるところによるほかは、民法、土地改良法等の法令に従う。

(7) 租税公課の負担

ア 当該土地に対する固定資産税その他の租税は、土地所有者が負担する。

イ 当該土地に係る農業災害補償法に基づく共済掛金及び賦課金は、乙が負担する。

ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、甲、乙が別途定めるところによる。

エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、乙の負担とする。

(8) 賃借権又は使用貸借権の消滅

天災地変その他、甲及び乙並びに土地所有者の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部又は一部が滅失し、その目的を達することができなくなったときは、この農用地利用配分計画の定めるところにより設定又は移転された賃借権又は使用貸借権は消滅する。

(9) 目的物の返還

賃借権又は使用貸借権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

(10) 賃借権又は使用貸借権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用配分計画に定めるところにより設定又は移転される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び鳥取県が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(11) 権利取得者の責務

ア 乙は、この農用地利用配分計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

イ 乙は、法第21条第1項の規定により、毎年、賃借権の設定等を受けた農用地等の利用の状況について、甲に報告しなければならない。

(12) 機構関連事業について

甲が農地中間管理権を有している農用地等については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。

(13) その他

この農用地利用配分計画に定めのない事項及び農用地利用配分計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び鳥取県が協議して定める。